
第3章 金融不安の最終局面と不良債権比率半減目標の達成

1 落ち着きをみせ始めた経済・金融情勢

●世界的な株安の転機

日本経済は、輸出増加に支えられて、2002年（平成14年）1月に景気の谷を迎えて回復に転じたが、当初は景気回復の認識は広がらなかった。また、輸出増加のきっかけとなった海外経済の情勢も、世界的な株価下落、地政学リスクの高まり、重症急性呼吸器症候群（SARS^{*280}）の感染拡大など波乱要因が重なったため、2002年後半から2003年前半にかけて、不透明感が出てきた。この影響で、わが国の景気回復も足踏み状態となり、「踊り場の状況」といわれた。

日経平均株価は、不正会計問題、地政学リスク、SARSなど海外と共通の株価下落要因の他、金融再生プログラムの影響に対する憶測なども加わって、バブル崩壊後の最安値（当時）更新が続いた。

広がりやを欠く景気回復の下での不良債権処理、株価が低迷する中での政策投資株式問題への対処、金融再生プログラムによる制度変更への対応など、当行をはじめ各銀行は、厳しい経営環境の中で、存亡をかけて全力で難局に立ち向かう必要に迫られた。

振り返ってみれば、2003年春頃を境に、徐々にではあったが、環境の厳しきは緩み始めることになった。ただし、危機の最中では、先行きに甘い期待を抱いて経営を行うことは許されず、状況がさらに厳しくなっても対応できるように、リスクに備えながら必死の舵取りが続けられた。

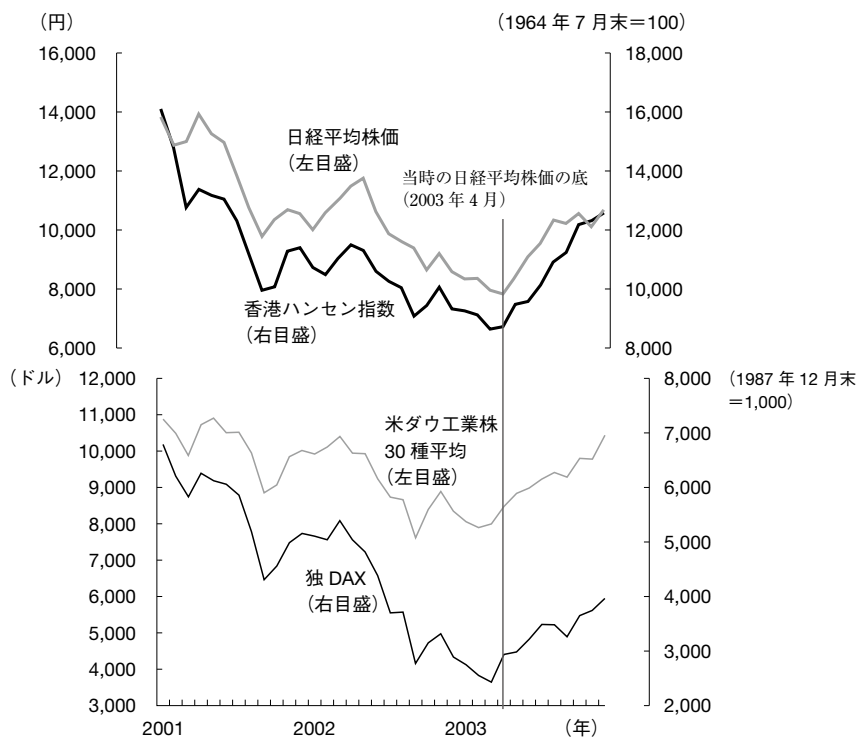
いくつもの要因が重なり合って生じた世界的な株安であったが、一つまた一つと懸念が薄らぐと、株式市場をおおっていた厚い雲も切れ始め、雲の間から薄日が差し始めた。企業会計不信の発生源となった米国では、2002年7月にサーベンス・オクスリー法（SOX法）^{*281}が成立して適用が始まったことや、エンロンやワールドコム以

*280 SARS：Severe Acute Respiratory Syndrome

降、大型の企業不祥事が出なかったことなどから、会計不信は徐々に収まり始めた。イラク情勢は、2003年3月に米国などが開戦に踏み切ると、正規軍同士の戦闘が早期に終結するかもしれないという観測を呼んで、むしろ地政学リスクに対する懸念が縮小することになった。欧米主要国の株価はイラク戦争前に当時の最安値を付けて、開戦後は上昇に転じた。欧米主要国の株価が3月中旬を底に上昇し始めたのに対して、日本やアジアNIEsでは、SARSの感染が東アジアで広がり経済活動などへの影響が懸念されていたことから、株価の反転が少し遅れたが、4月中にはほぼ底を打った。

わが国には、固有の問題として金融不安要因もあったが、4月28日の7607円88銭（終値）が当時の最安値となった。その後、5月17日に、当面の懸念材料となっていたりそな銀行について、破綻処理ではない資本増強措置の必要性が認定されると

図表 2-3-1 ① 世界的な株安の終了



(資料) 日本経済新聞社ホームページ、Bloomberg

(注) データは月次。

*281 正式名称な法律名は長いですが、短い名称として、法案を提出した2人の議員名をつなげた通称 Sarbanes-Oxley Act of 2002 が使われており、その略称が SOX 法。

(235 ページ参照)、既に 8000 円台を回復していた株価はさらに上昇し始め、8 月以降はおおむね 1 万円台を固めることとなった。

●海外・国内の景気上昇の持続

海外の景気は、地政学リスクが縮小し、SARS 問題が沈静化に向かった上に、株安による逆資産効果の懸念も薄れたため、回復傾向に戻った。FRB は、2002 年 11 月と 2003 年 6 月の 2 度の追加利下げによって、フェデラルファンド・レートの誘導目標を、当時の米国としては異例の 1% に下げて、米国の景気回復を支援した。米国では、金融緩和を背景に住宅投資が活発化したが、その陰で後に大問題となるサブプライムローンの火種がまかれることにもなった (512 ページ以降参照)。

米国など海外経済が増勢を取り戻したことによって、わが国の輸出の増勢は再度強まり、2003 年半ば以降、景気が「踊り場の状況」から脱したことを示す経済指標が多く出るようになった。2002 年の回復当初は輸出だけに依存した成長であったが、輸出関連の大手製造業では企業収益の急回復や先行きの見通し好転を背景に、2003 年度には設備投資に踏み切るところも出てきた。牽引役に設備投資が加わり始めたことによって、景気が加速する条件は徐々に整ってきた。ただし、設備投資増加の起点は輸出であり、景気は引き続き海外経済の影響を受けた。また、国内市場への依存度が高い非製造業、中でも中小企業を取り巻く経済情勢は依然厳しかった。

世界経済は、2004 年後半になると IT 関連の供給過剰が表面化して、その調整を要する局面に入った。わが国でも、再び、景気の「踊り場の状況」が生じた。ただし、この供給過剰は深刻ではなく、海外経済も日本経済も、比較的短い期間で在庫調整のめどを付けることができた。わが国では 2005 年前半には「踊り場の状況」が終わることとなった。

このように、2002 年 1 月に谷を迎えた後も、わが国の景気回復は一本調子とはいええず、輸出関連企業以外に回復が広がる速さも遅かった。しかし、米国経済が、一時的に減速することがあっても、景気上昇を続けたことは、日本経済の回復に寄与した。当時はまだ米国が日本にとって最大の輸出相手国であった。米国の景気上昇が続くことでアジア NIEs や中国の対米輸出が増加したため、わが国から米国への直接的な輸出だけでなく、アジア NIEs や中国などで米国向け輸出品の製造に必要となる日本製の部品などに対する需要が増加する好循環も生まれた。また、中国が徐々に「世界の工場」としてだけでなく「世界の市場」という性質を帯びるようになり、中国向け輸

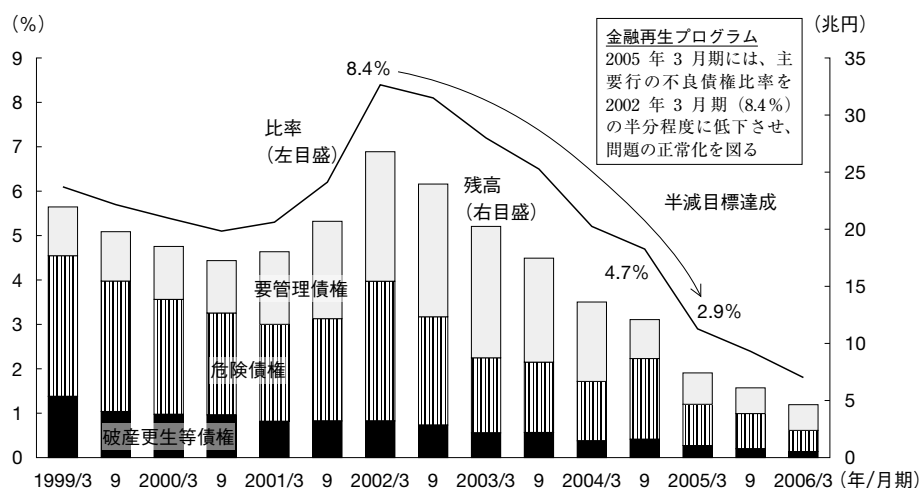
出の増加も景気を牽引するようになった。

2度の「踊り場の状況」で後退局面に陥ることなく、景気回復が曲がりなりにも持続するうちに、輸出関連以外の企業の業況回復も進むようになった。時間を要したが、景気回復は製造業から非製造業へ、大企業から中小企業へ、次第に広がっていった。2度目の「踊り場の状況」を乗り越えた2005年後半以降は、株価が一段と上昇するようになった。

2003年春頃に最も厳しかった経営環境は、こうして徐々に改善に向かった。景気回復や株価上昇がより確かな足取りとなったのは2005年度以降であったが、その前の2004年度においても、2003年春頃に比べれば、経営環境の改善は明らかになっていた。

金融再生プログラムは、2004年度には主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るという目標を掲げたが、2004年9月中間期には当行をはじめ一部の主要行が半減目標を達成し、主要行全体でも、不良債権比率は4.7%に低下した。2005年3月期（2004年度）の目標達成は目前に迫っていた。

図表 2-3-1 ② 主要行の金融再生法開示債権の推移



(注1) 不良債権は金融再生法開示債権、主要行は都市銀行と信託銀行の合計（ただし、旧日本興業銀行の数値を含む）。

(注2) 計数は金融庁「金融再生法開示債権の状況等について」による。

2 全力で取り組んだ不良債権比率半減目標の達成

●経営の優先課題と2004年3月期・2005年3月期の業績

当行は、合併当初から「収益力の強化」に取り組み、2002年3月期（2001年度）、2003年3月期（2002年度）の業務純益は、合併前の旧両行合計（8,031億円）を大幅に上回って2年連続で1兆円を超えた。しかし、もう一方の経営課題である「バランスシートのクリーンアップ」に伴う業績への影響は、折からの経営環境の悪化によって増大し、高水準の業務純益をもってしても吸収し切れない大きさとなった。さらに、「その他有価証券」の評価損が資本直入される影響も看過できないリスク要因であった。

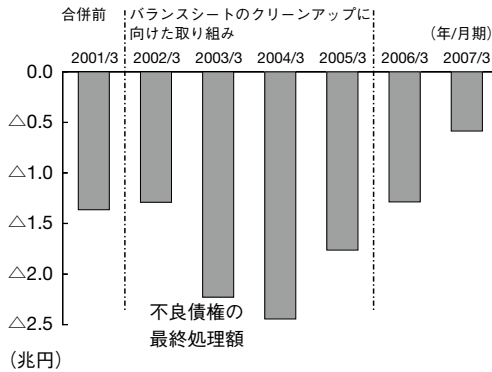
このため、法定準備金の剰余金への振り替え（244ページ参照）、わかしお銀行との合併時の承継処理による「その他有価証券」含み損の解消（247ページ参照）、2度の優先株式発行による資本調達（251ページ参照）など財務基盤の強化策を実施したことは既述の通りである。

西川は、2003、2004年度の2年間で実現すべき経営のコミットメントとして、不良債権比率の半減、保有株式の圧縮、収益力の強化を通じた業務純益1兆円体制の確立、の3点を掲げた。

不良債権のうち、自己査定債務者区分が破綻懸念先以下に対応するものについては、「2年・3年ルール」「5割8割ルール」によってオフバランス化につながる措置を講ずる必要があった。また、金融再生プログラムによる不良債権比率半減目標達成のためにも、さらに当行自身がお客さまの価値創造を通じた持続的な成長に向けて邁進できる環境を整える「バランスシートのクリーンアップ」のためにも、最終処理を急ぐ必要があった。このため当行は、2003年3月期、2004年3月期に2兆円を超える最終処理を実施したのに続いて、2005年3月期も1兆7,624億円のオフバランス化を行った。

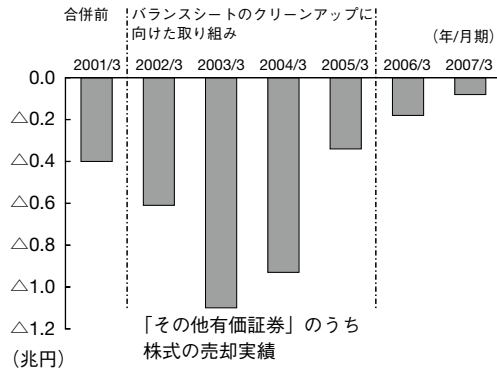
保有株式については、大半が持ち合いとなっている政策投資株式の圧縮が、合併前からの課題であった。わかしお銀行との合併に際して、旧三井住友銀行の合併差益を利用した含み損の大幅削減を行ったことで、それ以前に比べれば株価変動リスクに対して財務上の抵抗力が付いたとはいえ、銀行と企業との取引関係が過去とは変貌して

図表 2-3-2 ① 不良債権のオフバランス化



(注) 2001年3月期の不良債権最終処理額は半期(下期)分の数字。

図表 2-3-2 ② 政策投資株式の売却



きている中で、株価変動リスクを抱えながら漫然と株式の持ち合いを続ける意義は薄れていた。当行は、2003年3月期に「その他有価証券」に含まれる株式を約1兆1,000億円売却したのに続いて、2004年3月期も約9,300億円の売却を実施した。これによって保有株式全体の削減も進んだ。

この間の業績の概要(三井住友銀行単体)をみると、2004年3月期の業務純益は、2003年3月期に高水準であった市場営業部門の収益が反落したことなどから前期比減少したが、1兆1億円と、3年連続で1兆円を達成した。

不良債権処理に関しては、金融再生プログラムで掲げられた不良債権比率半減目標の達成に向けて、2003、2004年度の2年間で不良債権処理の集中処理期間と位置付けて、取り組みを強化した。2004年3月期は、最終処理を一層促進したほか、企業再生・再建支援にも積極的に取り組み、8,034億円の不良債権処理額(与信関係費用)を計上した。2004年3月末の金融再生法開示債権は、景気回復という環境改善と企業再生・再建支援の取り組みなどによって要管理債権が減少したことに加えて、2003年3月期

図表 2-3-2 ③ 2004年3月期の与信関係費用と内訳(単体)(単位:億円)

不良債権処理額①	11,413
貸出金償却	5,663
個別貸倒引当金繰入額	2,764
債権売却損失引当金繰入額	△5
共同債権買取機構売却損	8
延滞債権売却損等	3,021
特定海外債権引当勘定繰入額	△38
一般貸倒引当金繰入額②	△3,379
与信関係費用①+②	8,034

(注1) 億円未満を四捨五入しているため、内訳の和が合計に一致しない場合がある。

(注2) △は戻入益。

を上回る最終処理の実施によって破産更生等債権および危険債権を削減したことから、2兆8,112億円と、2003年3月末に比べて2兆4,501億円減少した（584ページ参照）。

一方、株式等損益は、2003年3月期に保有株式の大幅な圧縮を行ったことや含み損の解消を行ったことが株価変動リスクの削減に功を奏した上に、株価が上昇したことから、2004年3月期は1,039億円のプラスに転じた（2003年3月期は6,357億円のマイナス）。

この結果、2004年3月期は3,011億円の当期純利益を計上し、合併後3年目で初めて黒字となった。前年度決算の2003年3月期では当行の大幅な赤字を主因に三井住友フィナンシャルグループ連結の利益実績が経営健全化計画を大幅に下回ったため2003年8月に業務改善命令を受けており（247ページ参照）、2004年3月期の黒字達成は、業務改善命令に基づいて提出した業務改善計画の実現に向け、当行をはじめグループ全体が全力を挙げて取り組んだ成果であった。

また、2004年3月期は、資本直入される「その他有価証券評価差額金」についても、株価の上昇を反映して3,164億円とプラスに転じた。

当行の黒字達成を受けて、三井住友フィナンシャルグループ連結ベースの当期純利益も黒字（3,304億円）に転じた。そこで、三井住友フィナンシャルグループでは、公的資金の早期返済に向けて、優先株式の一部返済を行うために整理回収機構を通じて預金保険機構に申し出を行い、2004年9月に承認が得られたため、早速実施に移した。具体的には、当初注入額ベースで2,010億円に相当する第一種および第三種の優先株式の一部を9月30日付で普通株式に転換の上、これを三井住友フィナンシャルグループからの申し出によって処分してもらうという方法をとった。三井住友フィナンシャルグループは転換された普通株式を自己株式として2004年11月2日に東京証券取引所のToSTNeT-2（終値取引）によって買い受けることにより、公的資金の一部返済を行った（396ページ、図表2-4-2②参照）。取得価額の総額は、約2,677億円であった。

2005年3月期は、金融再生プログラムの不良債権比率半減目標の期限に当たり、また自ら掲げた経営課題でも「バランスシートのクリーンアップの総仕上げ」の年度であった。

業務純益（当行単体）は、収益力強化の取り組みが成果を生んで、個人向けコンサ

ルティング業務関連の手数料やシンジケーション関連の手数料などの増加が押し上げ要因となったが、市場営業部門収益の反落などがあったために、9,405億円と、2004年3月比減少した。

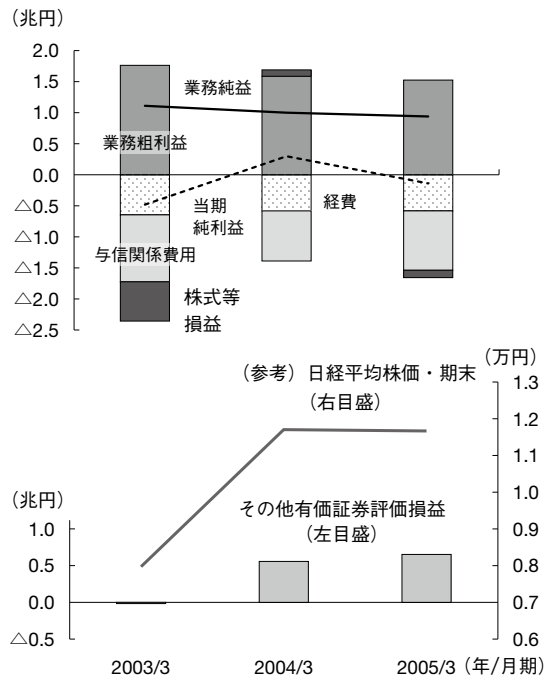
与信関係費用は、不良債権問題からの脱却と将来リスクへの対応力強化のために、引き続き貸出金償却や個別貸倒引当金繰入など不良債権処理を行ったため、2004年3月期より増加して9,548億円となり、業務純益を打ち消す大きさとなった（2005年3月末の金融再生法開示債権は2004年3月末に比べ9,866億円減少）。

また、株式等損益は、売却損益は差し引きプラスであったが、有価証券のリスクに対しても財務上の手当てを図るために、過去に取得した優先株式を含めて2,276億円の株式等償却を行ったことから、合計では1,187億円の損失となった。

この結果、2005年3月期は、当期純損失を1,369億円計上することとなった。一方、資本直入される「その他有価証券評価差額金」は、3,865億円と2年連続でプラスとなった。

三井住友銀行の赤字決算を主因に、三井住友フィナンシャルグループ連結でも2005年3月期に2,342億円の当期純損失となったため、2005年7月、金融庁から「収益目標との大幅な乖離」などを理由とする2度目の業務改善命令を受け、業務改善計画の内容を盛り込んだ新たな経営健全化計画を策定した（9月に公表）。

図表 2-3-2④ 業績の概要



(注) 三井住友銀行単体。

図表 2-3-2⑤ 2005年3月期の与信関係費用と内訳(単体)(単位:億円)

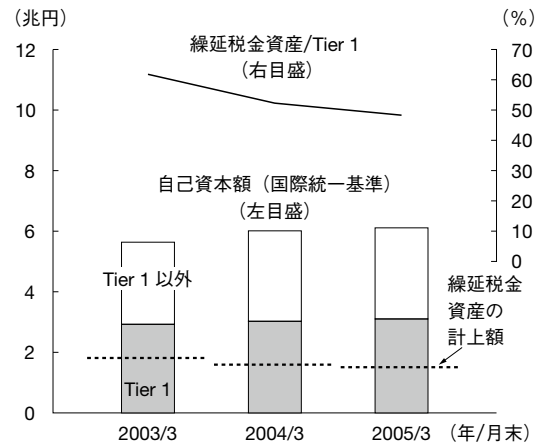
不良債権処理額①	13,063
貸出金償却	6,979
個別貸倒引当金繰入額	4,742
貸出債権売却損等	1,381
特定海外債権引当勘定繰入額	△ 38
一般貸倒引当金繰入額②	△ 3,515
与信関係費用①+②	9,548

(注1) 億円未満を四捨五入しているため、内訳の和が合計に一致しない場合がある。

(注2) △は戻入益(与信関係費用の縮小要因)。

「バランスシートのクリーンアップの総仕上げ」を行った影響で、2005年3月期は赤字決算となったが、合併後の2年間の赤字決算（2002年3月期、2003年3月期）に比べれば自己資本への影響が小さかったことや資本増強^{*282}を行ったこと、さらに繰延税金資産の計上について、より一層保守的な対応を行ったことから、自己資本の額に対する繰延税金資産計上額の大きさは、2003年3月末をピークとして低下傾向となった。

図表 2-3-2⑥ 自己資本と繰延税金資産の状況

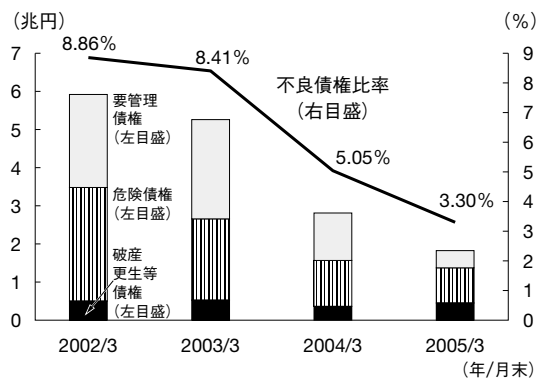


(注) 三井住友銀行単体。

●不良債権比率半減目標の達成と組織変更

「バランスシートのクリーンアップ」の一環として不良債権のオフバランス化や企業再生・再建に積極的な取り組みを続けた結果、2002年3月末（わかしお銀行の計数を含むベース）には8.86%であった不良債権比率（不良債権残高5兆9,203億円）は、2005年3月末には3.30%（同1兆8,246億円）となり、金融再生プログラムに盛り込まれた、2004年度には不良債権比率を2001年度の半分程度に低下させる、という目標を達成した^{*283}。

図表 2-3-2⑦ 不良債権比率半減目標の達成



(注1) 三井住友銀行単体。

(注2) 2002年3月末には、合併前の三井住友銀行とわかしお銀行を共に含む。

(注3) 不良債権比率は小数第3位を四捨五入。

*282 三井住友フィナンシャルグループは、2005年3月に生損保4社を対象とする優先株式の第三者割当による発行を行い、約2,100億円を調達した。また、当行は三井住友フィナンシャルグループに直接全額を割り当てる方法により優先株式を約2,100億円発行し、資本金、資本準備金に約1,050億円ずつ組み入れた。

*283 2005年3月中間期の2004年9月末時点で不良債権比率は4.42%に低下し、半減目標を半年前倒して達成していた。

戦略金融部門は、当初約4兆円所管していた不良債権を4分の1の規模にまで削減するなど、所期の目的を果たしたことにより、2005年4月1日をもって廃止された。この組織変更は、当行におけるバブル崩壊後の不良債権問題が終結したことを示す、象徴的な出来事であった。

なお、戦略金融部門で蓄積したノウハウは他部門に継承し、企業再生・事業再編など、新たなビジネスへの取り組みを強化することとした。

図表 2-3-2 ⑧ 戦略金融部門廃止に伴う機能継承

戦略金融部門から継承したノウハウ	継 承 先
産業再生機構などの連絡渉外機能など	営業統括部（企業金融部門）
与信ポートフォリオ管理などの企画諸機能	融資企画部（コーポレートスタッフ部門）、法人部門・企業金融部門の各統括部・審査部
審査機能	法人審査第三部（法人部門に設置）、営業審査第二部（企業金融部門に設置）
フロント機能（営業店）	東京法人営業部・大阪法人営業部（法人部門に設置）、本店営業第八部（企業金融部門に設置）
問題債権売却機能	融資管理部（戦略金融部門からコーポレートサービス部門へ移管）
企業再生ファンド等への投資ノウハウ	投資開発部（投資銀行部門に設置）

（注）企業金融部門には、表に掲げた本店営業第八部（戦略金融部門廃止に伴い2005年4月設置）の他に、戦略金融部門設立の際に企業金融部門所管のまま移管されなかった本店営業第七部が存在。その後、2006年4月の組織改正で、本店営業第八部を廃止して、同部の所管先を本店営業第七部に移管した（374ページ、図表 2-4-1 ③の注3参照）。

3 UFJへの統合申し入れ

不良債権比率の半減目標達成にめどが立ち、グループ経営の強化と業務改革が進展しつつあったこの時期、当行だけにとどまらず、その後のわが国金融界の勢力図を大きく左右する出来事が生じた。UFJグループを巡る金融再編の動きである。UFJグループは、三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行の株式移転により2001年4月に発足した持株会社UFJホールディングス傘下に、完全子会社のUFJ銀行、UFJ信託銀行（UFJ信託）の他、証券業務・リース業務・クレジットカード業務などの子会社・関連会社群を配しており、いわゆる4メガバンクグループの一角であった。

2004年5月、UFJホールディングス、UFJ銀行、UFJ信託、住友信託銀行（住友信託）の4社は、UFJ信託の事業法人向け貸出業務等を除く全業務を住友信託に統合することなどを発表した^{*284}。しかし、その後、7月にUFJグループは方針を転換、三菱東京フィナンシャル・グループ（MTFG）に信託部門も含む経営統合の申し入れを行い、これに対して住友信託が独占交渉権の存在を根拠として裁判所に信託部門の統合交渉差し止めの仮処分命令の申し立てを行うという状況が生じた。

このような中でSMFGは、7月30日、SMFGがUFJホールディングスに対して経営統合を申し入れるとの観測報道を受けて、検討を行っていることを明らかにした上で、8月6日にUFJホールディングスおよびUFJ銀行（以下、両社をUFJ）に対して「経営統合に関するご提案」を送付、11日にその内容を公表した。この「ご提案」は、SMFGとUFJの統合こそが、両グループの株主、お客さま、従業員にとって最適の選択肢であるとの考えを示した上で、「対等の精神での統合」「首都圏・東海圏・近畿圏三極体制の構築」などの基本的考え方を提示し、経営統合を円滑に進めるために5,000億円以上の「必要な金額の資本を提供」することを提案、さらに、①大幅な統合効果の実現による高い収益力をベースとした株主価値の増大、②円滑かつ迅速な経営統合の実現、③信託業務とバンキング業務の整合性の確保、④企業カルチャーの親和性の高さ、といった利点があることを指摘したものであった。8月12日には

*284 当時UFJ銀行は、当局の検査に際して資料を隠蔽したなどとして、銀行法違反（検査忌避等）による刑事告発の可能性も取り沙汰されていた。実際には、2004年6月、UFJホールディングスとUFJ銀行に対して、①検査忌避等（UFJ銀行）、②経営健全化計画について「3割ルール」抵触（UFJホールディングス）、③中小企業向け貸出の実態把握・計数管理等に関する取り組み姿勢不十分（両社）、④業績予想修正と決算短信の計数の大幅な乖離（両社）、を理由とする業務改善命令が発出された。

MTFG グループと UFJ グループが経営統合に関する基本合意について発表した。SMFG としては 24 日に 1 対 1 という統合比率および資本提供金額として 7,000 億円であっても可能である旨を提案する「統合比率等に関するご提案」、30 日には資本支援の具体的内容についての提案書をそれぞれ送付するなど、UFJ に対する統合提案を継続した。

この UFJ への統合申し入れの狙いについて、西川は 2004 年 10 月の部店長会議において次のように述べている。

UFJ との経営統合の狙いは、我々が戦略分野と位置付けております中堅・中小企業取引、個人向けコンサルティング業務、コンシューマーファイナンス業務等のビジネスにおきまして、圧倒的なマーケットシェアを獲得することができまして、また、統合によりまして、ざっと計算しただけでも年間 2,000 億円程度の効率化効果を実現することが可能となる。つまり、強いところを一層強くすることによりまして、我々の株主価値の大幅な増大が図られるということであります。

しかし、2004 年 8 月には、住友信託が裁判所に申し立てていた仮処分申請が認められない結果となり、また、9 月には MTFG から UFJ 銀行への 7,000 億円の資本増強が実施され、かつその際に敵対的買収への防衛策が盛り込まれた。さらに、2005 年 2 月 18 日には、MTFG グループ主要各社と UFJ グループ主要各社の合併比率^{*285}なども発表された。このような状況を踏まえ、SMFG は 2 月 25 日、当社の株主利益の観点から総合的に検討した結果、①市場・投資家の大宗は、UFJ と MTFG の統合を容認していると考えられること、②統合作業の進展等を勘案すると、SMFG が統合提案を継続することが、必ずしも UFJ ホールディングスおよび SMFG の株主利益に資するものではなくなったと考えられること、を理由として、UFJ に対する統合提案を取り下げ、その旨を発表した。これにより、統合提案後約半年にわたった再編劇は、終幕を迎えた。

2005 年 10 月 1 日、三菱東京フィナンシャル・グループと UFJ ホールディングスは合併し、傘下に東京三菱銀行、UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行（三菱信託銀行と UFJ

*285 MTFG と UFJ ホールディングスの合併比率 1 : 0.62 など。

信託銀行が合併)などを有する持株会社、三菱UFJフィナンシャル・グループとなった。さらに、2006年1月1日には、東京三菱銀行とUFJ銀行の合併により三菱東京UFJ銀行が発足した。

三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行の誕生は、後述するように、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行で経営首脳が交代し、新たな経営陣の下で歩みを始めた時期にほぼ重なる。三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行は、金融界における新たな勢力図、競争条件の下で、次代の経営戦略を打ち出していくこととなる。

図表 2-3-3 ① UFJ グループを巡る金融再編の動き

2004年5月21日	UFJホールディングスなどと住友信託が、UFJ信託の全業務(事業法人向け貸出業務等を除く)を住友信託に統合させることなどについて基本合意書を締結
6月18日	金融庁、UFJホールディングスとUFJ銀行に対して業務改善命令を発出
7月14日	UFJグループが住友信託に信託業務等の共同事業化白紙撤回を申し入れるとともに、MTFGに対して経営統合を申し入れ
16日	UFJホールディングスとMTFGの間で経営統合に向け協議を開始することで合意し、基本的な合意事項に関する覚書を締結
〃	住友信託、UFJ信託に係る交渉差し止めの仮処分命令を申し立て
27日	東京地裁、UFJ信託に係る統合交渉中止を命じる仮処分決定
30日	SMFG、UFJホールディングスに経営統合申し入れの検討を行っていることを表明
8月2日	UFJ銀行頭取、SMFGとの経営統合申し入れ謝絶を表明
6日	SMFGがUFJホールディングス・UFJ銀行に「経営統合に関するご提案」を送付
11日	東京高裁、UFJ信託に係る統合交渉を巡り、東京地裁が出した差し止めの仮処分決定を取り消し
〃	MTFG・東京三菱銀行・UFJホールディングス・UFJ銀行が、MTFGまたは東京三菱銀行による、UFJホールディングスまたはUFJ銀行に対する資本増強協力について発表
12日	MTFGグループとUFJグループ、経営統合に関する基本合意について発表
24日	SMFGがUFJホールディングス・UFJ銀行に「統合比率等に関するご提案」を送付
30日	最高裁、UFJ信託に係る統合交渉を巡り、住友信託の抗告を棄却
〃	SMFGがUFJホールディングス・UFJ銀行に「UFJグループへの資本提供に関するご提案」を送付
9月17日	MTFGによるUFJ銀行に対する7,000億円の資本増強払い込みの完了を発表
24日	SMFGがUFJホールディングス・UFJ銀行に「統合比率の有効期限の延長についてのご提案」を送付
2005年2月18日	MTFGグループとUFJグループが「統合契約書」を締結し合併比率などを公表
25日	SMFGがUFJホールディングス・UFJ銀行に対する経営統合の提案を取り下げ

4 危機対応を終わり新たな局面に移った政策動向

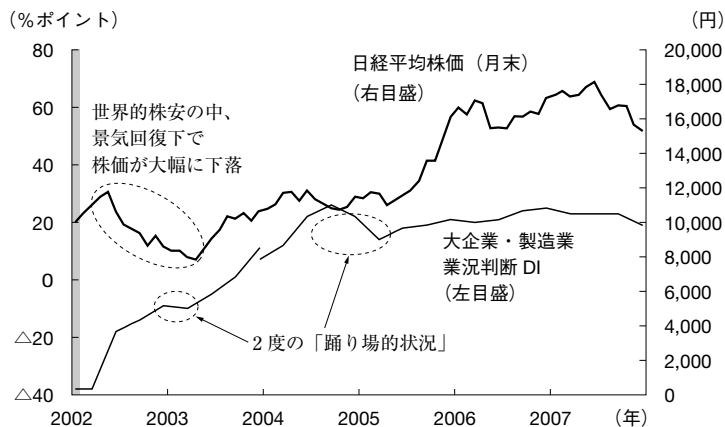
●戦後最長の景気上昇と株価の持ち直し

わが国の景気は、2002年（平成14年）1月の谷を転機に回復局面に入った後も、前進と足踏みを繰り返したが、2005年前半に2度目の「踊り場の状況」を抜け出した後は、回復の足取りが確かになった。景気回復の初期に輸出関連製造業に限られていた業況改善は、製造業から非製造業へ、大企業から中小企業へ、次第に広がっていった。景気上昇は2008年2月まで6年1カ月続き、戦後最長となった。

2004年以降2005年半ばまでほぼ1万円台、1万1千円台で動いていた日経平均株価は、景気が2度目の「踊り場の状況」を抜け出した2005年後半以降、上昇基調が明らかになった。結局、株価は、2007年7月9日の1万8261円98銭（終値）まで回復が進んだ。この株価水準は、2000年4月21日、旧住友銀行と旧さくら銀行が合併の1年前倒しを発表した日の株価1万8252円68銭（同）と偶然にもほぼ同じであり、間に合併をはさみ7年余りで、ようやくかつて見た風景が戻ったことになる。

もっとも、その後の株価は、2006年に米国で生じたサブプライムローン問題が証券化商品を媒介として世界の金融市場に広がっていく過程で反落傾向を強めたため、

図表 2-3-4 ① 戦後最長の景気上昇局面当時の経済情勢



(資料) 内閣府「景気基準日付」、日本銀行『全国企業短期経済観測調査』、日本経済新聞社ホームページ

(注1) 業況判断 DI は、「良い」と回答した企業と「悪い」と回答した企業の割合の差。

(注2) 影を付けた期間は景気後退期。

原風景の復活は短期間で終了した。

三井住友銀行発足後の10年を振り返ると、2005年半ば頃からの1～2年間は、経済・金融情勢などの経営環境が落ち着いた短い期間であった。

●金融改革プログラムと公的資金の処分に係る新たな考え方

金融再生プログラムは、「平成16年度（2004年度）には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」という目標を掲げたが、2004年9月中間期には当行をはじめ一部の主要行が半減目標を達成した。また、主要行全体でも、2004年9月中間期の不良債権比率は4.7%に低下し、2005年3月期（2004年度）には、2002年3月期（8.4%）の半分程度に低下する見通しが強まっていた。金融再生プログラムは、不良債権問題が景気回復の妨げになっているとの判断から、いわば緊急対応を要する金融システムを前提としていたが、海外経済の好調と連動した景気回復の持続、不良債権処理の進行など、状況は2002年10月の金融再生プログラム策定当時との違いが明らかになりつつあった。

金融庁は、2004年12月24日に金融改革プログラムを公表し、わが国の金融システムが、「緊急対応から脱却し、（中略）未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある」という現状認識を示し、金融システムを巡る新たな局面を前提に、金融サービス立国の実現に向けて進めるべき改革の内容を明らかにした。2005年3月29日には、金融改革プログラムの実施スケジュール等を示した工程表が公表された。

改革の内容は、①利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底、②金融機関の競争力の強化および金融市場インフラの整備、③国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化、④地域経済への貢献、⑤信頼される金融行政の確立という五つの視点で整理され、金融機関のガバナンス向上、リスク管理の高度化に関する一群の項目は、②の中に盛り込まれた。

その中で特に注目すべき項目は、「公的資金（優先株等）の処分についての考え方の整理」であった。公的資本増強行の優先株式の取り扱いについては、「ガバナンス強化ガイドライン」（2003年4月）の副題が「経営健全化計画未達に係る監督上の措置の厳格化及び転換権行使条件の明確化」であったことに象徴されるように、金融再生プログラム当時は、経営体制の刷新など、必要に応じて銀行経営に関与する道を開く優先株式の転換権行使について考え方が整理された。一方、金融改革プログラムで

は、金融システムを巡る局面の変化を反映して、論点が優先株式等の処分に移った。

優先株式等の処分方針に関しては、「転換権行使ガイドライン」（1999年6月）において預金保険機構が検討を行うとされ、2000年11月21日に同機構が示した処分方針では、第三者への売却処分、公的資金返済のそれぞれについて、「国民負担の回避」「銀行経営の健全性の維持」「金融システムの安全性の維持」という対応上の判断基準（いわゆる「3原則」）を掲げたが、そもそも売却処分、返済いずれについても、資本増強行からの申し出があった場合を前提としていた^{*286}。

しかし、金融改革プログラムを受けて2005年10月28日に金融庁が公表した「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」では、資本増強行が「3原則」を満たす形での公的資金返済等に引き続き主体的に取り組むことが望ましいとしたものの、「納税者の利益」の立場に、より重きを置いた財産管理という観点から、公的資金から生じる利益の確実な回収を基本とすることが適当であるとした。

これと関係して、預金保険機構は、同日、優先株式等の処分方針に関して、市場等における予測可能性の確保のために、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表した。その中では、資本増強行から、第三者への処分（市場での売却処分を含む）や公的資金返済について申し出があった場合の他、「商品性や株価の状況等から見て処分を行うことが極めて有利な状況にある場合」が新たに加えられた。このような状況にある場合には、資本増強行との協議の結果、申し出が見込まれないときでも、対応上の判断基準からみて適当であれば、処分を行うという考え方が示された。その判断基準の特徴は、従来の「国民負担の回避」が「取得価格以上の適正な価格で処分可能か」として、いわば「ゼロ以上（マイナスにならない）」を示唆していたのに対して、より積極的に「納税者の利益の確保」を打ち出し、いわば「明確なプラス」に軸足を移したところにあった^{*287}。

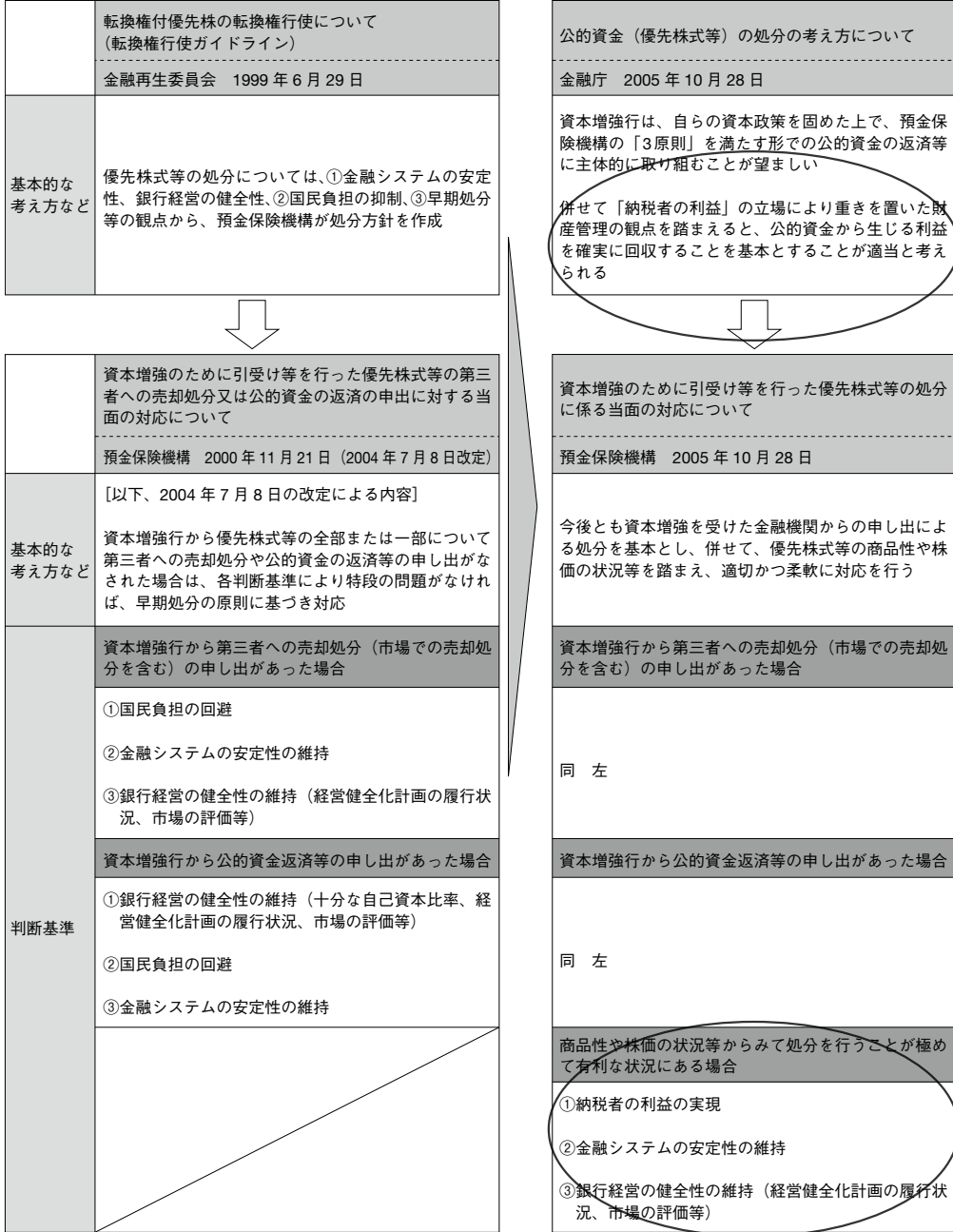
これによって、三井住友フィナンシャルグループをはじめ資本増強を受けていた金融機関は、自身の意向に関わりなく優先株式の処分が行われる可能性を十分考慮に入

*286 2004年7月8日には、預金保険機構が2000年11月21日の処分方針の一部改正を公表したが、第三者への売却処分に市場での売却処分を含めたことと、その関連で、「市場での売却処分を行う場合には、株式市場の動向等を十分見極めつつ対応することとする」という留意点を加えたことが主な変更内容で、基本的な対応方針は2000年11月21日公表分と同じであった。

*287 具体的な判断基準として「優先株式については、普通株式の株価が転換価格の150%程度以上で概ね30連続取引日推移していれば、処分により確実に利益が見込まれる状況にあると判断することとする」と注記された。

れて、経営を行う必要が生じることとなった。

図表 2-3-4 ② 優先株式等の処分の考え方の変化



●金融改革プログラムで進められたその他の項目

金融改革プログラムが具体化される過程では、金融システムを巡る局面の変化を反映して、緊急時対応で打ち出された「2年・3年ルール」や、その促進策である「5割8割ルール」といったオフバランス化ルールが変更された。金融改革プログラムや同・工程表では、優先株式等の処分の考え方の整理と同様、「金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備」の中に、オフバランス化ルール等の検討が掲げられ、監督指針等において監督上の着眼点を明確化するとされた。しかし、その後2005年10月28日に策定された「主要行等向けの総合的な監督指針」に直接的な記述は入らなかった。これに関しては、パブリックコメントの過程で、「2年・3年ルール」は廃止されるとの理解でよいかという問いに対して、金融庁から、ルールの廃止を肯定した上で、銀行が不良債権発生 of 早期認知と、健全債権化を基本とした早期対処を行うことが重要であることに変わりはないという趣旨の考え方が示された。

「金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備」の検討項目には、この他、繰延税金資産の取り扱いやバーゼルⅡの導入などが掲げられた。繰延税金資産の算入の上限設定については、2005年9月22日に自己資本比率告示の改正案が公表され、2006年3月末から段階的に適用されることとなった。これにより、自己資本のうち基本的項目（Tier 1）に占める繰延税金資産の上限は、2006年3月末以降40%、2007年3月末以降30%、2008年3月末以降20%と段階的に引き下げられた。

また、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終文書（枠組み文書）が公表されたバーゼルⅡに伴う新しい自己資本比率規制の策定については、素案に対するパブリックコメント手続きを含めて検討が進められ、2006年3月27日に、第1の柱について告示の官報掲載が行われた（469ページ以降参照）。

繰延税金資産の取り扱いやバーゼルⅡを巡るこのような動きは、当行のリスク管理や資本政策に深く関係するものであった。

「金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備」以外では、「利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底」の中の、多様で良質な金融商品・サービスの提供などに関する項目として、金融商品取引法の制定、銀行等が販売可能な保険商品の範囲拡大、銀行代理店制度の見直しなど、当行の個人、法人、投資銀行部門などの業務展開に直結するものが数多く掲げられ、相次いで実施されていった。

また「利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底」の中には、「ペイオフ解禁

拡大の円滑な実施」が掲げられた。預金保護を所定額に限る広義のペイオフ解禁は、予定通り 2005 年 4 月から、決済用預金に該当しない普通預金などに拡大され（240 ページ、図表 2-1-2⑥参照）、預金保護という点においても、金融不安の存在を理由とする特例措置は区切りを迎えることとなった^{*288}。その後、広義のペイオフ適用の最初の事例となったのは、2010 年 9 月に経営破綻した日本振興銀行である^{*289}。

●公的金融改革

金融システムを巡る局面が変化したことで、公的金融改革も新たな段階に入った。政策金融改革については、2001 年 12 月 19 日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」で住宅金融公庫の廃止方針が打ち出され、他の 8 行・庫^{*290}については、経済財政諮問会議で検討するとしていた。経済財政諮問会議は 2002 年 12 月 13 日に「政策金融改革について」を取りまとめ、不良債権集中処理期間の 2004 年度末までは金融円滑化のために政策金融を活用し、その後 2005 年度から 2007 年度までを改革に向けた移行準備期間、2008 年度以降を改革後のあるべき姿（新体制）への移行期間とする 3 段階の改革案を提示した。

緊急対応を要する金融局面が終わり、政策金融改革も第 2 段階に入ることとなった。経済財政諮問会議は、2005 年 11 月 29 日に「政策金融改革の基本方針」を取りまとめ、政策金融を①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、③円借款の三つの機能に限定する基本原則を打ち出した。その後、法制面の手当てとして、2007 年 5 月から 6 月にかけて政策金融改革関連法^{*291}が成立し、2008 年 10 月には、改革の第 3 段階である新体制への移行が着手された。これにより、かつての政策金融機関 8 行・庫は、1 行の一部機能と 4 公庫を再編した日本政策金融公庫、これと将来の統合計画を持ちつつ存続した沖縄振興開発金融公庫、将来の完全民営化に向けた移行過程として特殊会社となった日本政策投資銀行と商工組合中央金庫に整理された^{*292}。ただし、後述する世界金融危機発生への対策で日本政策投資銀行と商工組合中央金庫の危機対応の役割が強化された経緯など

*288 わが国または特定の地域の信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認められた場合には、預金保険法第 102 条に定められた金融危機対応措置が取られ、例外的に、預金は全額保護される。

*289 ただし、破綻処理は資金援助方式が取られており、狭義のペイオフ方式は採用されていない。

*290 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫。いずれも当時。

*291 株式会社日本政策金融公庫法、株式会社日本政策投資銀行法、株式会社商工組合中央金庫法、地方公営企業等金融機構法。

から、政府保有株式処分の期限は、その後、延長されることとなった。

一方、住宅金融公庫については、2005年6月29日に独立行政法人住宅金融支援機構法が成立し、2007年4月1日に、主に証券化支援業務を行う住宅金融支援機構が設立された。住宅金融公庫はそれに先立ち、2003年10月から証券化支援業務（買取型）を始めており、既往融資の債権管理を含む同公庫の業務は、住宅金融支援機構に引き継がれた。

公的金融改革のうち郵政改革についても、2005年に大きな動きがあった。郵政民営化に関しては、2004年9月10日の「郵政民営化の基本方針」閣議決定を経て、2005年の第162回国会（常会）に郵政民営化関連6法案が提出された。この法案は成立しなかったが、「郵政解散」を経た第163回国会（特別会）に、民営化の時期を6カ月遅らせるなどの修正を施して改めて提出され、2005年10月14日に成立した。これを受け、2007年10月1日、政府が全株式を保有する日本郵政の傘下に、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、郵便事業株式会社、郵便局株式会社の4社が並ぶ日本郵政グループが発足し^{*293}、2003年4月から2007年9月まで郵政三事業（郵便貯金・簡易保険・郵便）を担っていた日本郵政公社は解散となった。

*292 公営企業金融公庫は廃止され、資産・負債は地方公営企業等金融機構（現在は地方公共団体金融機構）に承継。国際協力銀行の機能のうち円借款は独立行政法人国際協力機構に統合（国際金融機能は日本政策金融公庫に再編）。

*293 日本郵政グループの民営化の将来像については、その後の諸情勢の変化によって、流動的となっている。